

産業建設常任委員会委員長報告

(平成27年12月18日)

産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、第1号議案 平成27年度亀岡市一般会計補正予算の本委員会所管分ではありますが、その主な内容は、

- ・農林水産業費では、有害鳥獣の捕獲頭数増加に伴う鳥獣対策事業経費の増額補正。
- ・商工費では、大河ドラマの誘致活動を積極的に行うため、NHK公開セミナーを開催する経費の増額補正。
- ・土木費では、地域こん談会等の要望を踏まえ実施する、市道及び街路灯の機能維持及び修繕経費の増額補正。
- ・災害復旧費では、本年7月に発生した台風11号により被害を受けた農林業用施設や河川の復旧事業費の増額補正。
- ・また、公の施設の管理に係る債務負担行為の設定であります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、

- ・第3号議案、簡易水道事業特別会計補正予算、
- ・第4号議案、地域下水道事業特別会計補正予算、
- ・第5号議案、上水道事業会計補正予算、

・第6号議案、下水道事業会計補正予算

の4議案は、各施設の維持管理経費等に係る債務負担行為の設定であります。4議案とも別段異論なく、採決の結果は全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第13号議案、都市公園条例の一部改正は、都市公園における建築物の設置基準に係り、京都・亀岡保津川公園に設置される公園施設について、より充実した複合的施設とするため、その設置基準に特例を設けようとするものであります。

特例の範囲に関しては、都市公園法の規定に基づき、地域の実情に合った最適な行政サービスの提供を実現させる観点から、政令で定める範囲を参酌して条例で定められるものとされております。

今回の条例改正は、同公園に設置予定の京都スタジアム（仮称）について、市民に開かれたにぎわい拠点、広域防災拠点としての活用も視野に入れた複合的施設として設置できるよう、基本設計において必要と想定された建築面積を確保するため、同公園に限り、建蔽率の範囲を現行の基準から拡大する規定を追加するものであります。

本件に関しては、今定例会中、委員会審査に先立ち、12月3日の全員協議会において改正内容、改正理由等の説明を受け、質疑を行い、また、本会議においても、条例改正を行う妥当性に関して、一般質問等が行われました。

当委員会では、それらを踏まえた中で、今回の条例改正は、都市公園の利用増進に資するものかどうかを判断する観点に立ち、法の趣旨との整合に留意して審査を行いました。

討論では、

水害への危惧があり、様々な課題がある中、スタジアム建設ありきで先に条例改正を行うことは、法令を遵守して事務を執行する行政の立場を逸脱しているとの反対討論、

また、スタジアムは、自然と共生したまちづくりの核として、市民に開かれた複合的な施設となるよう、市民の要望を受け京都府に要請してきた経緯があり、それが基本設計に反映され、広域防災拠点としての機能も加味されている。今後、実施設計でそれが実現されるよう、条件を整えておくべきであり、今回の提案は、地方公共団体自らの判断と責任により、地域の実情に応じて都市公園を整備するよう委ねた都市公園法の趣旨に沿った適切な条例改正であるとの賛成討論があり、

採決の結果は、賛成多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第14号議案、下水道事業の設置等に関する条例の一部改正は、本市の下水道事業計画を変更し、本市都市計画との整合を図り、さらに汚水整備を推進するため、排水人口及び排水面積を改正しようとするものであります。

討論では、京都・亀岡保津川公園に係る環境保全専門家会議の結論を待たずに、当該汚水処理区域を前倒して拡大することは認められないとする反対討論、第13号議案と関連した賛成討論があり、

採決の結果は、賛成多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、

- ・第21号議案、亀岡市林業センターに係る指定管理者の指定、
- ・第22号議案、亀岡市都市公園（亀岡運動公園・さくら公園）に係る指定管理者の指定、
- ・第23号議案、J R 亀岡駅前及びJ R 亀岡駅北口自転車等駐車場に係る指定管理者の指定、
- ・第24号議案、J R 馬堀駅前、J R 並河駅前及びJ R 千代川駅前自転車等駐車場に係る指定管理者の指定、
- ・第25号議案、メディアス亀岡自転車駐車場に係る指定管理者の指定

以上の5議案については、それぞれの公の施設の管理に関して、指定管理者を指定しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第26号議案、都市公園を設置すべき区域の決定については、京都・亀岡保津川公園について、都市公園としての管理の適正等を図るため、都市公園法の規定に基づき、都市公園を設置すべき区域を定めようとするものであります。

スタジアムに関連して反対、賛成の討論があり、採決の結果は、賛成多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第２７号議案、土地改良事業（災害復旧事業）の施行については、本年７月に発生した台風１１号により被害を受けた農地及び農業用施設に係る災害復旧事業を実施するものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが本委員会の報告といたします。

スタジアム施設の充実に向けて

都市公園の施設設置基準を新たに追加

都市公園条例の一部改正

京都・亀岡保津川公園に設置される公園施設について、より充実した複合的な施設とするため、公園施設の設置基準（建ぺい率※）を新たに追加するもの。

※建ぺい率…公園の敷地面積に対する建築面積の割合

◆内容

同公園に限り、建ぺい率の上限を京都スタジアム（仮称）基本設計において必要と想定された建築面積を限度として設定するもの。

改正後の都市公園条例条文中

（京都・亀岡保津川公園にあつては、敷地面積の100分の15）を追加。

賛成多数

◆審査のポイント

同公園の性格や利用目的、地理的条件などを踏まえ、都市公園の利用の増進に資する改正であるのか。

◆質疑

問 条例改正を判断した理由は。

答 公園施設の設置基準は、地域の実情に合った最適な行政サービスの提供を実現させる観点から、法令の基準を参酌して条例で定めるものとされている。

京都・亀岡保津川公園は、スタジアムの設置により地域のにぎわいと交流を育み、豊かな自然環境を保全する拠点として整備することを目的とした都市基幹公園である。

京都府の基本設計

は、これまでの検討経過や要望などを踏まえ、単なる球技専用のスタジアムに留めず、市民に開かれたにぎわいを促進する施設を組み入れ、防災備蓄倉庫を備えた広域防災拠点としての活用も図れる複合的な施設計画となっていることから、まちづくりの効果がより発揮されると判断した。

一般会計補正予算

全員賛成

・鳥獣対策事業費

500万円増額

有害鳥獣の捕獲頭数増加に伴う追加計上。

・道路維持経費

1400万円増額

道路随時修繕や、地域こん談会・子ども議会などの要望に対応して、工事請負費を増額。